

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	消費生活対策事業				担当部	市民生活部				
	会計区分	一般会計		事業類型	一般	担当課	市民安全課				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	相談係			
	総合計画 分野別計画	主目的	1 安全・環境		2 生活安全		3 相談体制を充実します				
		副目的	29-1								
	予算区分	款	2	項	7	目	1	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	消費者基本法、消費者安全法									
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	消費者の不利益を防止し、市民の消費生活の安全安心に関する問題を保護することを通して、だまされにくい賢い消費者の育成を図る。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談・・・月から金曜日。午前10時から正午、午後1時から4時30分。(閉庁日を除く) 面談・電話相談 &lt;消費生活相談員常時2人体制&gt;</li> <li>多重債務法律相談・・・第3・5水曜日。午後1時から午後4時まで(1人30分)面談相談。 要予約&lt;弁護士&gt; それぞれの相談に応じ、必要な助言、情報の提供。</li> <li>愛知県多重債務者相談強化月間において1日無料相談会を開催した。 &lt;弁護士・消費生活相談員の2人体制&gt;</li> <li>消費生活出前講座・・・依頼に応じて実施 消費者被害を身近な問題として理解することを目的に、寸劇を交え分かりやすく実施。</li> <li>消費生活特別講座・・・年3回 消費生活知識の向上を図り、主体性のある消費者の育成を目的に実施。</li> <li>金融知識普及・生活設計推進講座・・・年3回 市民の健全な家計や安定した生活を実現するための基礎知識の習得を目的に実施。</li> <li>生活展・・・消費生活に有用な情報の提供・知識の向上を図り、消費生活の安定と向上を目的として年1回実施。</li> </ul> <p>◆25年度直接経費内訳 消費生活関係謝礼 283千円 生活展開催委託 2,075千円 多重債務相談弁護士委託 535千円 旅費等 494千円 その他財源の内容 市町村貯蓄生活設計推進助成金 45千円</p> <p>◆26直接経費内訳 消費生活関係謝礼 480千円 生活展開催委託 2,266千円 多重債務相談弁護士委託 519千円 旅費等 660千円</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	3,348	4,652	3,387	3,925	
		正職員	従事者数	人	0.81	0.98	0.71	0.71
			人件費	千円	4,260	5,154	3,734	3,734
		その他職員	従事者数	人	3.00	3.00	3.00	3.00
			人件費	千円	7,199	7,146	7,137	7,184
	費用合計		千円	14,807	16,952	14,258	14,843	
対前年比		%		114.4	84.1	104.1		
財源	一般財源	千円	10,901	10,353	9,317	9,858		
	国・県支出金	千円	3,861	6,554	4,896	4,955		
	その他財源	千円	45	45	45	30		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	消費生活相談開設日数	日	目標	—	—	—
実績				244	245	244	
講座開催		回	目標	9	10	12	12
			実績	11	12	18	
多重債務相談開設日数		日	目標	15	16	—	—
			実績	15	16	16	
成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26	
消費生活相談件数	件	目標	—	—	—	—	
		実績	755	810	834		
講座受講者数	人	目標	250	300	500	700	
		実績	431	1,411	761		

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	消費生活相談員が対応する消費生活相談窓口を週5日開設し、消費生活や多重債務に関する相談、苦情を受け付けた。 一般消費者及び消費者団体の消費生活知識の向上を図るとともに主体性のある消費者の育成を目的とし、講座を開催した。講座受講者数は目標を達成することができた。				
		事業実施における課題	消費者被害に対応するためには、徴収関係課や福祉関係課との連携が必要であるので、庁内ネットワークを構築しなければならない。 また、平成24年7月に開設した市民総合相談案内との連携も必要である。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	消費者被害件数は、若干減少しているものの高水準にあり、被害金額は増加の傾向にある。被害内容は多様化、複雑化している。相談窓口を縮小、廃止した場合、専門的な知識を習得した相談員の相談を受けることができず、市民が被害を受けることが多くなる。				
		平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	市民総合相談窓口で受け付けた相談については、今後も相談員が消費生活相談へ内容を伝えることによりスムーズに相談を引き継ぐようにする。 また、福祉関係課や徴収関係課等との庁内ネットワークの構築のための検討を進めていく。			
		平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
		判定理由	複雑化、多様化し、高水準で推移する消費者被害に対応するためには、専門の知識を習得した消費生活相談員の消費者センターでの相談が必要であるため。				
		27年度以降の改善案	福祉関係課や徴収関係課等との庁内ネットワークの構築のための検討を引き続き進めていく。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。